

国立大学法人群馬大学経営協議会規則

平成16.4.1制定

改正 平成16.5.18 平成18.4.1

平成22.4.1 平成26.4.1

平成27.4.1

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの
- (3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他経営に関する重要事項

(組織)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 学長が指名する職員
 - (4) 国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 2 前項第4号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の過半数でなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

- 2 第3条第1項第2号の委員以外の理事は、必要に応じて会議に出席することができる。ただし、議事の表決に加わることはできない。

(事 務)

第8条 経営協議会の事務は、総務部総務課において処理する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、経営協議会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、経営協議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。